

## 中世木簡の一形態——山札・茅札についての覚書——

石井進

### 一、前説——中世木簡と私

私は木簡研究には全くの素人にはすぎないが、日本中世史研究者として以前から草戸千軒町遺跡には関心をもち、草戸出土の中世木簡に興味をいだいていたので、昭和五十六（一九八一）年度科研費による「日本中世遺跡出土墨書木簡の総合的研究」（代表佐々木銀弥氏）に参加を許され、草戸木簡を中心とする調査・研究に加わったことは大変に有難い勉強になつた。しかしあの奔放自在の上に墨痕のうすい草戸木簡にはとても歯が立たなかつたというのが、正直のところであつた。

その後たまたま昭和五十九（一九八四）年六月二、三日、広島県の草戸千軒町遺跡調査研究所で開かれた第四回中世遺跡研究集会「中世の呪術資料」に出席し、はじめて全国各地から出土した大量の呪符木簡、人形等々の呪術資料の情報に接して大きな刺激をうけた。中でも席上報告された新潟県馬場屋敷遺跡、静岡県道場田遺跡で、

それぞれ呪術資料のいわば附録として載せられた木簡中に、山野の利用証、鑑札ともいるべき山札や茅札を発見した時はびっくりした。はじめて発掘された中世の山札と茅札が、期せずして一堂に会したあの研究集会に出席できたことは、實に幸いだつた。

ちょうどそれと前後する頃、鎌倉考古学研究所と矢部良明氏の御厚意で、近年の鎌倉出土の遺物を拝見する機会にめぐまれた。この時、若宮大路わき、北条泰時・時頼邸跡に接する地点からの出土品の中から「一丈 伊北太郎跡」、「一丈南 くにの井の四郎入道跡」と明記する木簡と遭遇した。鎌倉幕府公文書などによく見る、しっかりした字体の漢字が目にとびこんできた時の感激は、今も忘れられない。

この二つの経験が重なつたこともあって、中世木簡についての関心が再び燃え上つてきたが、やはり相手はなかなかの難物で、おいと成果は上らなかつた。若宮大路わき出土の木簡については、翌年、『日本歴史』四四九号の別刷口絵に紹介された際、解説風の短文「鎌倉から出土した最初の木簡」を書いたが、その木簡の年代、

若宮大路造成の時のものか、それとも幕府か北条氏邸修造の時のものかなど、重要な点は未解決のままである。

馬場屋敷遺跡出土の茅札については、その後、本年一月、惜しまれつつも急逝された中野豈任氏から、「このようなものが出来ました」とのお便りとともに報告書の恵与をうけた。この木簡の読解や解釈については中野氏の寄与があったようで、何れ氏の御意見をうかがつた上で考えてみたいと思いつつ、こちらも難解な問題なので、しばらく手を束ねるだけだった。

翌々六十一（一九八六）年七月、NHKの教育テレビ、高校講座日本史の夏季特集の一つに草戸千軒が取り上げられる際にして解説を依頼され、その準備に草戸木簡を読み直し、難読部分は笠松宏至氏の御教示をいただいているうちにいくつか新しい見方が浮んできたようになつた。そこで「木簡から見た中世都市「草戸千軒町」という論文をまとめ、『国史学』一三〇号に掲載した。それまで歯の立たなかつた草戸木簡にも、ようやく若干の手がかりを見出しえたようになつてゐるが、その先は依然として五里霧中である。

このような状況ではとても木簡研究者などといえたものではない。その資格も、能力もないことは自分が一番よく知つてゐる。にもか

かわらず昨年十二月の木簡学会第九回研究集会で報告をするように、先輩友人からのお話があつた。種々義理のある方々からのお話なので、おことわりもできず、やむなく「中世の木簡について」と題し

て若宮大路わき木簡、馬場屋敷と道場田の木簡、草戸木簡の概観を述べて何とかお茶をにごしたところ、今度は『木簡研究』に寄稿せよとの御命令である。あと半年間あれば何とかなろうかとお引き受けしたが、実際にとりかかつてみると悪戦苦闘、やっぱり中世木簡はむつかしいことを再確認させられた。しかしようやすく馬場屋敷と道場田、さらに大阪府津田トッペナ遺跡の木簡を中心に一文をまとめることができそうで、ホッとしている。素人の試論として、どうか諸先生の御高導をお願いいたしたい。

## 二、古代木簡と中世木簡

あるいは間違つた概括かも知れないが、素人目からすると、日本の古代木簡は、書記の対象として木と紙を併用した時代の、比較的初期の様相を呈しているように見える。文書様木簡の比重の高さは、その表現である。しかも宮都や官衙からの出土がほとんどであり、当代の文字史料の稀少性と相俟つて、「よみがえる古代史」の主役とされ、古代史学にとって第一級の史料価値をもつものと評価されるのもむべなるかなと思わせる。

それに対比して中世木簡がはるかに地味な存在でしかないのは、第一に紙の普及にともない、かつて木に書かれたものも紙本の文書などの形をとるに至つたからであろう。中世における文書様木簡の

減少は、その端的な表現である。制札、告知札など、風雨にさらされてもなお公知の役を果すために木材が便利であるという場合などを除いては紙本の文書がはるかに優勢となつたことは間違いない。

一方、呪符木簡など信仰・呪術にかかるものの比率が増大し、特に民衆信仰史の分野に好史料を提供していることは周知のところである。しかしそのため、古代史的な政治史・制度史中心の見方からすれば、中世木簡は否応なく低い評価をうけざるを得ない。

また多元性を特徴とする中世社会のなかで、各地の遺構からおおむね散発的にしか出土しない上、記載内容は大体において簡略で仮名書など難読のものがほとんどである。例外的に集中して発掘された草戸木簡においても事情の変わることはずでに記した通りで、何れにせよ中世木簡の研究はむつかしい。

そうした条件の中で、しかし研究は着実に進んでいる。まず古代に比して格段に増加した他の文献史料上に記録された中世木簡のあの方、使用法を明らかにした水藤真氏の労作<sup>(1)</sup>は、重要な事実を明らかにしている。呪符木簡に関する分野は水野正好・奥野義雄・木下密運諸氏の研究<sup>(2)</sup>に統いて、和田萃・中野豈任各氏の論文が加わり、中世木簡研究のもっとも先進的な部分となっている。草戸木簡を中心とする志田原重人氏はじめ草戸千軒町遺跡調査研究所の研究<sup>(3)</sup>が中世木簡研究全体の支柱であり、総括的な役割を果していることは申すまでもない。もちろん中世木簡研究に残された課題はまだまだ多

いであろうが、これまでの諸研究が収めた成果はすでにかなりの高さに達していると思う。

だが一方、『木簡研究』第九号の巻頭言で田中稔氏が「中世木簡についても関心が深められ、発掘例の報告が増大することが切望される」と発言され、その前号の「一九八五年出土の木簡」の「概要」で古代木簡と中・近世木簡の一般的あり方の相違に注意を喚起された東野治之氏が「学会として中・近世木簡にいかに対応してゆくか」ということが、改めて問われているようにも思われる。今後とも中世の木簡の報告例は増えこそすれ、減ることはまずないであろう。それに対して中・近世史や民俗学専攻者の入会希望は、ほとんどののが現状である。これは中・近世木簡に対する現時点での研究者の評価を暗黙のうちに示しているようにみえるが、果してそれでよいのかどうか」とするどく迫つておられるように、総体的にみれば学界全体における中世木簡への関心も評価も、まだまだというのが実情であろう。

そのような状況の中では、たとえ素人で、資格も能力もなくとも、何かできそうなことがあれば少しでも試みてみることが必要であろう。そこで私としては中世木簡における山札と茅札を対象に、ささやかながらこれまで知り得たこと、考えてみたことの覚書を記してみたい。いうまでもなく山野の利用と人間の社会生活は密接な関連があり、山札や茅札は、その利用のあり方を規制する木簡の一種で

あるが、これまで比較的等閑視されてきたきらいがある。中世史の分野でも重要な研究課題でありながら、文献史料の少なさから、あまり研究が進んでいない。しかし中世木簡と文献史料を比べ合せながら検討して行けば、多少のことは明らかにできるのではないか。ともかくそした期待をこめて出発することにしよう。

- (1) 水藤真「木に墨書すること——中世木簡の用例——」『史学雑誌』九三編一一号。
- (2) 水野正好氏に対するインタヴュー「まじないの考古学・事始」を巻頭に、奥野義雄「物忌札とその世界」・『大乘院寺社雜事記』にみる物忌札とその周辺、木下密運「鎮宅棟札の呪文」、阿部泰郎「空鉢譚の世界」、水野正好「七鬼神の信仰とその呪符」・「五大力菩薩の呪句とその世界」などの論文を収録した『どるめん』十八号の特集「中世まじないの世界」はその代表的なものであろう。
- (3) 和田萃「呪符木簡の系譜」『木簡研究』四号。及び中野豈任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館。
- (4) 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『草戸千軒——木簡——』をはじめ、同研究所より月刊の『草戸千軒』誌上における多くの論文と報告があり、一々あげ切れない。中でも志田原重人氏の活動は「草戸千軒町遺跡出土の木簡——形態を中心にして」『木簡研究』三号をはじめ著しい。

### 三、中世の山札・茅札

#### A. 馬場屋敷遺跡の茅札

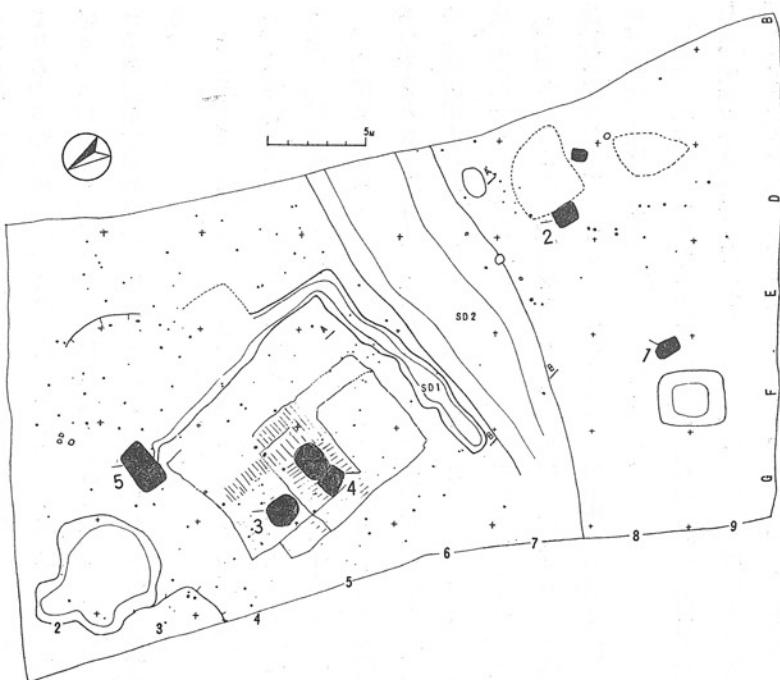
馬場屋敷遺跡は、新潟県白根市大字庄瀬字馬場屋敷にあり、信濃

川とその分流の中ノ口川にはさまれた低湿地帯の一角に立地している。昭和五十八（一九八三）年八月から十一月にかけて、圃場整備事業の事前調査の一環として発掘が行われた結果、二層にわたって中世村落の遺跡が発見された。上層には中世末期、十五、六世紀の自然堤防上の集落跡があり、さらに一・五メートルほど下、現在の水田面より一・二メートル下の層からは、より古い時期の建物跡と多くの遺物が出土した。特に鎌倉時代後期の正応四、五、六（一二九一、一二九二、一二九三）年、延慶三（一二三一〇）年などの年次を明記した木簡が多くされていたことで、十三世紀末から十四世紀初頭という実年代がはつきりしたのは大きな成果であった。

言うまでもなくこの地域は本州一の大河信濃川の下流に形成された三角洲が、日本海ぞいの砂丘裏側のラグーンマーシュを埋め立てて作られた低湿地で、大正十一（一九二二）年、大河津分水による治水に成功するまでは、しばしば洪水による冠水の被害をうけた。したがってその開発時期はおそらく、従来はせいぜい戦国末期頃からと考えられていた。ところがこの馬場屋敷下層遺跡の発掘によつて、すでに鎌倉後期には付近に水田耕作とともに集落の存在が明らかになつたのである。

もつともこの遺跡の上の堆積層からは、それが大河川の大氾濫によって一気に埋没した状況が推察されるという。信濃川の大洪水によつてこの集落は一瞬にして壊滅し、以後、中世末期まで、発掘地

中世木簡の一形態



馬場屋敷下層遺跡遺構平面図（『馬場屋敷遺跡等発掘調査報告書』p. 81 より）

域に集落は存在しなかつた模様である。信濃川下流の低湿地における開発の困難さをさまざまと示す遺跡もある。

さてこの馬場屋敷下層遺跡の発掘地域は、南北約四十四メートル、東西約二十八メートル程度のほぼ平行四辺形状の区画にすぎないが、遺跡の内容はなかなか多彩である。まず北側部分には建物跡がある。南北約十一メートル、東西約六・一メートルの長方形で、中央に炉があり、三、四室より成る浅い竪穴式住居かと推定される。外壁と間仕切りには茅が用いられ、床のほぼ全面には茅が敷きつめられている。東北の隅には袖垣状の檜垣がつき、東と南の外側に細い外溝（SD1）がまわっていたようで、一般庶民の住居とは考えがたいものだという。またこの建物跡付近から発掘地域のほぼ全体にわたって、多数の掘立柱跡が検出されている。

建物跡の周囲からは、様々の遺物が発掘された。やきものとして瀬戸系の陶器（瓶子や合子の一部）、珠洲系の陶器（甕。壺や摺鉢類は數個体分）、土師質土器（個体数でも珠洲系陶器より多い。もっぱら皿や壺類）、輸入品の青磁片（蓮弁文の碗など九片で、何れもすぐれた品）がある。古錢も唐、宋時代の中国錢が総計百六十二枚出土した。鉄製品としては、刀子類五点をはじめ、錐、鋸、さらには馬の轡がある。木製品には鍔の台や鎌の柄、大きな田下駄などがいくつも発見された。低湿地帯の水田を耕作していたことがうかがえる。またよく使われた砥石十三点の存在は、鐵製農具の利用度の大きかったことを示すものである。

とを物語つてゐるようだ。その他、現行の一升枡よりはやや大きな枡の一部、曲物、櫛など多くの木製品は、生活用具のにおいが濃い。これらの遺物の内容は、この建物が一つの「孤立農家」であるか、あるいは村落の一部であるか、何れにせよ鎌倉後期のこの地方における農村の中核的部分であつたことを推定させるに足るものである。

ところでこの遺跡の中央には、東西にのびる最大幅三・二メートル、深さ〇・九メートルの深い溝(SD2)があり、その南部には報告書で「特殊遺構」とされた、何本もの細い杭で、ほぼ方形に囲まれ、内部に多量の灰や炭をもつ遺構1・2がある。その1の内部からは木炭と焼けた骨片、その2からは多量の箸状の串や人形、呪札の木簡が出土した。報告書では「墓址群」ともされ、後に『日本歴史』四四一号「文化財レポート」では「祭祀遺構」と推定されてゐる。何れにせよ不思議な遺構であり、同種のものはSD2の北側、建物跡と重複して、その3、その4と二つの遺構が発見されている。時期的には建物跡より新しいようだといふ。

以上、主として『馬場屋敷遺跡等発掘調査報告書』(白根市教育委員会、昭和五十九年三月刊)によりつつ、私なりの理解で本遺跡の概要をまとめてみたが、問題はもちろん木簡である。さて本遺跡は低湿地であるだけに数万点の木製品・木片の出土を見た由で、呪術用具として人形・舟形・鳥形・刀形や独楽・羽子板など大量の形代や

遊具、さらに五千本を下らぬという多種多様の串などとともに相当数の木簡が発見された。調査を担当された川上貞雄氏は、『日本歴史』四四一号「文化財レポート<sup>(1)</sup>」で、木簡と、形態的にこれと類似する資料は合計百九点とされ、六類に分けて主要なものを紹介された。すなわち、

第一類……「ある種の鑑札(許可証)と考えられる山札(茅札)」(七点)

第二類……ほとんど判読不能で、用途不明のもの(三点)

第三類……呪札(十七点、うち十点は蘇民将来呪札)

第四類……墨書の消滅したもの(その一)、一応、呪札とみたもの(四十点)

第五類……墨書の消滅したもの(その二)、札の本体が非常に短く、差し込みの脚部を有する形態が特徴的なもの(十三点)

第六類……墨書の消滅したもの(その三)、形態から付札と考えられるもの(十二点)

この六分類のうち、墨書の全く消滅した第四・五・六類はさておき、どこから検討を始めるべきだろうか。第三類の呪札は、最初に述べたように中世木簡のうちではもつとも研究の進んだ対象であり、第二類は興味深い内容をもつようだが残念ながらほとんど判読不能の状況であるから、ここではやはり第一類の山札・茅札をとり上げなければならない。まず第一類の木簡の叢文を掲げる<sup>(2)</sup>。

中世木筒の一形態



馬場屋敷遺跡出土木筒 (『馬場屋敷遺跡等発掘調査報告書』 p. 86, 87 より)

(1) 「□<sup>(3)</sup>のうらのゝかや  
かるくし□<sup>(4)</sup>」

・「しゃうをう四年

正月十二日

(花押) (焼印)」

(6) 「□<sup>(5)</sup>」

正応六年

・「□<sup>(6)</sup>」

(7) 「□<sup>(7)</sup>」

(2) 「古シ ハのかやのふた」  
・「□<sup>(5)</sup> (花押) (焼印)」

(3) 「△□□ミ□かや□<sup>(6)</sup>」

・「▽ (焼印)」

(4) 「△シミのかやのふた」  
正応五<sup>(年)</sup>十月日

ふた

正応五<sup>(年)</sup>十月日

・「□<sup>(7)</sup> (花押) (焼印)」

(5) 「よしのかやのふた」  
正応六年正月日

・「□<sup>(7)</sup> (花押) (焼印)」

それぞれの出土地点であるが、報告書によると(1)・(2)・(4)・(5)・(6)は何れも「外溝端」とあって、どうもS D 2の立ちあがり部分から発掘されたらしい。これに対して(3)は建物跡の東前庭付近から発掘され、(7)は報告書に記載されていない。しかしこれから詳しく見るように、形状、穿孔、文言、花押・焼印などの諸点で共通性の多い第一類木簡七点のうち五点までが同一の場所から出土しているとは注目すべき事実であり、これら木簡の共通性を強く印象づけられるのである。

そこでまず木簡それぞれの形状と大きさを次に表示しよう。

形 状	長さ	幅	厚さ(単位はmm)
短冊型	111	67	3
短冊型	135	(37)	4
短冊型、上部一端に切り込み。	110	(30)	3.5

122 × 55 × 5

(5) 短冊型	100 × 45 × 4
(6) 圭頭の短冊型	87 × 45 × 4
(7) 短冊型	122 × 47 × 4

以上のように形状は(6)を除いて何れも通常の短冊型で、大きさもさほど異なっていないことがわかる。さらにこれら木簡のほとんどには上部か下部、あるいは両方に孔がうがたれている。(1)・(2)・(5)・(6)には上部に一つ、(4)は下部に一つずつの孔があり、(7)は上部に二つ、下部に一つの孔があけられている。報告書や『日本歴史』「文化財レポート」では、すべての木簡に穿孔があることが強調されているが、報告書の図版や写真による限り、(3)のみは穿孔がないようだ。しかしその代りというか、(3)のみは上部の一端に切り込みがある。これらの穿孔は、木簡使用の際、細い紐を通したりするためのものであろうが、(3)の上部の切り込みも使用の際に何らかのこれに代る機能を果したに違いないのである。

花押と焼印について、後者はすべてに存するが、花押は(3)・(6)・(7)には見えない。しかし焼印に比して花押は消滅しやすいものであり、上の三つの木簡は墨書そのものが消えていて判読困難なものばかりである。従って(3)・(6)・(7)も本来は花押がすえられていたのだが、墨書とともに何時か花押が消え、焼印のみが残ったのだと考えたい。

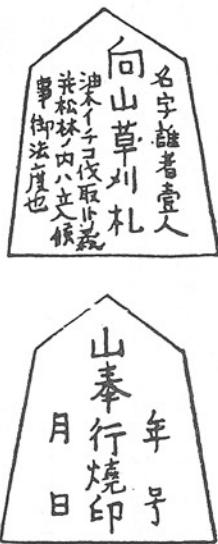
次に木簡の文言を見直すと、(5)の「よしへのかやのふた」、(4)の

「こいツミのかやのふた」は、ほぼ完全に解読できる。(3)の「こいツミ」に該当する地名はちょっと見あたらないが、遺跡の北方約五キロメートルの付近には和泉の地がある。何れにせよ鎌倉後期から以後の大きな変動が推定されている以上、現在の地名と直接に結び付けることは危険が大きいが、「よしへ」「こいツミ」がともに地名として珍らしくないことに留意しておくべきであろう。(2)の「古ツ ハのかやのふた」の場合、「古ツ ハ」の部分の読みが不安定であるが、これも地名と考えておかしくない。これらをまとめると、(2)・(3)・(4)・(5)の四点とともに「〈地名〉プラス へ」のかやのふたの内容となり、(6)の「□□ ふた」も、字の配置からみて、同類型と考えられる。そして形状や花押・焼印の存在、穿孔されていることなどで、他と共に通している(1)に「□ツのうらのよかやかるへし □□」と明記されているから、「かやのふた」とは、まさに報告書のいう「茅刈の許可証」、あるいは茅刈の命令であることがわかる。

川上貞雄氏は『日本歴史』「文化財レポート」で「茅札としては他に類例を見ない。ここでは茅刈りの許可証であり、鑑札と考えられ、(中略) 紀年銘は正応四年と同六年であり、月は正月と十月であ

る。正月は年始め、十月は茅刈取り月の季節に当る。（中略）なお、越後北蒲原郡の五頭山麓の一部には、昭和二十三年頃まで青物採（山菜採）の入山許可証が発行（販売）されていた事例がある」とされている。明示されていないが、戦後まで残存していた入会山の入山許可証との類似が、これら第一種木簡を山札・茅札とみる傍証の一つとされたらしい。

たしかに『日本林制史資料』等をみると、江戸時代、各地で山野の利用に際して山札・草札・茅札などの類がさかんに発行されていたことがわかるが、その形状等を明記したものはほとんどない。わずかに江戸時代末、福井藩の山奉行高井善四郎の編著という『山奉行勤向覚』に、「向鉄砲場御家中馬飼料に被下札之写」として、圭頭の板に「向山草刈札」と大書し、小さく「名字誰者壹人」、「油木イチコ伐取候義、并松林ノ内ハ立入候事御法度也」と記した上、他面には「年号月日」をわり書きした中央に「山奉行焼印」をおしたもののが描かれている。「地名」プラス「草刈札」という文言



の基本においては異なるところがなく、形状は木簡(6)と共通し、焼印が加えられている点でも木簡(1)~(7)と等しい。この事例によつても、第一類木簡を茅刈りの許可証としての茅札とみることは十分支持されよう。札にうがたれた孔に紐を通して、茅刈りの現場に携帯したことが推定されるのである。

これら茅札発行の月日は、(1)が正月十二日、(5)が正月一日、(4)が十月一日となっている。十月はまさに茅刈りの季節である<sup>(9)</sup>が、正月発行の方が多いのは何故だろうか。年頭に当つて、その年間に有効な茅札が新たに発行されたのかも知れないが、この点はまた後に言及したい。

次に茅札におされた花押と焼印について考えよう。花押の形状は決して略押などといえるものではなく、ちゃんとした形である。そのサインをした人物は相当の社会的身分を有するものとみられる。(2)と(4)の花押には、やや類似したところもあり、あるいは同一人が近親者かも知れない。焼印の形態は比較的単純で、(5)と(6)は同一、(2)と(4)は類似している。残念ながら花押や焼印の使用者の同定は不可能だが、何故、一枚の札に花押と焼印の両方がおされているのか。上にあげた江戸時代の「草刈札」に「山奉行焼印」が加えられていた例から類推すれば、これら花押・焼印は茅刈りを許可し、茅札を発行した主体が加えたものに間違いない。それが花押と焼印の二種類あり、花押は相当の社会的身分を有するものにふさわしい形状だ

とすれば、まず茅札を発行できる山野の支配者が花押を書き、しかる後に山野の現地を管理する代官などが焼印を加えたのではなかろうか。<sup>(補1)</sup> 花押と焼印は、ともに山野の支配者側の加えたものではあるが、その主体は異なり、意味も若干異なっていたものと思う。しかしそれ以上のことは、今のところわからない。

ところで問題は、この茅札の発行者と山野との関係である。発掘

報告書では「よしへ」に比定する吉江の地に中世の吉江館のあることを述べ、「これらの領地内に於ける入会地、入会権を想像することが出来る」と、「まとめ」の部で記述しておられる。それ以上ふみこんでおられないが、問題は「入会地、入会権」の内容であろう。もしこの「入会」に、「一定地域（一部落ないし数部落）の住民が、その集団の規制にしたがって、山林原野その他の土地を共同して利用、収益する慣行」<sup>(10)</sup> という類の、主に江戸時代以来の入会慣行をふまえた常識的理解を適用するのであれば、歴史的条件を異にする鎌倉後期に、それが可能か否かを考えておく必要がある。

かつて石井良助氏は「中世に於ける入会の形態」なる論文において、中世の「入会」の語の初見として、越後国小泉庄色部条などの地頭であった色部長綱の正和五（一二二六）年四月十九日付の譲状に「至山野河海者、可入会」と記されているのをあげ、その意義は決して江戸時代的な「入会」ではなく、地頭色部氏の庶子が惣領の所領内の山野河海を共同で知行し、収益をあげることであつたと結論

されている。年代的にも地域的にも接近しているこの事例は、まさに地頭一族による山野の共同知行が「入会」であったことを明示している。石井氏のこの論文が、最終的には江戸時代における入会の諸類型と対応する形態を中世史料のうちに見出し、両者は「略概当するもの」と結論づけるものだけに、かえってこの指摘は重要である。

また『新潟県史』通史編2中世では、同じ越後国佐味庄の地頭大見頼資が乾元二（一二〇三）年に次女に譲与した同庄河井村の所領が田在家と「かやば」であったことを指摘し、ここでは地頭が茅の採取地を囲い込んでいたとした上で、馬場屋敷遺跡の山札（茅札）を発行したのも、そうした領主であったと思われる、と結んでいる。私もこの見解に賛成したい。

馬場屋敷遺跡下層の建物跡自体が示すように、茅は家屋の外壁や間仕切り、さらには床に敷くための必需品であり、当然、屋根にふいたり、冬の雪廻いなどにも用いられたはずである。こうした役割をもつ茅が地頭などの領主の支配下にあり、何らかの代償を支払つて茅札を交付されてはじめて刈り取ることができたのだとすると、これを直ちに「入会」としてとらえることは誤解を招きやすいのではないか。むしろ領主の山野支配の表現とみるべきであろう。その内容については、さらに別に出土した山札を手がかりに考えてゆきたい。

### B・道場田遺跡の山札

ところで馬場屋敷遺跡の発掘にやや先立つて、昭和五十七（一九八二）年五月より翌年三月まで行われた静岡県焼津市小川の道場田遺跡の発掘によつて、左記の木簡が出土していだ。<sup>14)</sup>

(8) 「志た山のふた」<sup>14)</sup>

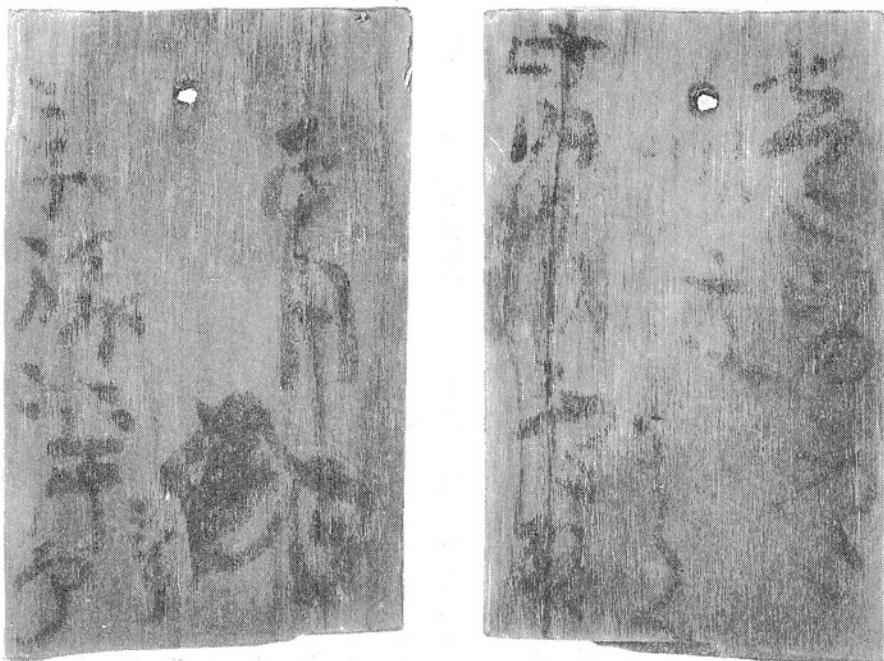
卅文

此内□□ふた15)□□

・「正月 (花押)

享禄二年辛卯

享禄四（一五三一）年といえは中世末期であるが、一見して馬場屋敷遺跡の茅札に対比すべき山札であることが明瞭である。「志た」とは駿河国志太郡の名をうけつぐ地名であり、「(地名)プラス(山の札)」という表現は、まさに「(地名)プラス(茅の札)」と同一である。形状は短冊型、上部に穿孔が一つあり、焼印は見られないものの、出されたのはこれ又、正月である。本文に難読の箇所があつて文言が不明なのは残念だが、馬場屋敷遺跡の茅札との共通性は大きい。従来、その種の木簡の出土例など聞くことはなかつたのに、発見される時には相次いで発見されると、单なる偶然以上の何も



のかの力でも働いたのであろうか。

では道場田遺跡とはどのような性格の遺跡なのであろうか。ここ

は平安時代より室町時代にいたる集落跡で、特に室町時代の遺跡はすぐ西に隣接する、法永長者屋敷と伝承される小川城遺跡と密接な連関をもつていたという。<sup>(4)</sup> 法永長者とは「今川記」によれば「山西（高草山以西、志太郡南部の平野をはじめとする駿河国西部のこと——引用者注）の有徳人と聞えし小川法栄」のことで、文明八（一四七六）年、今川義忠戦死後、今川家の相続争いに際して、義忠の遺児竜王（のちの氏親）が生母北川殿（いわゆる北条早雲、伊勢長氏の妹）とともに一時、この法栄のもとに身を寄せていたことがあり、その縁で後に竜王（氏親）が今川家の当主となるや法栄の子供たちは長谷川氏と名乗つてその近習を勤めた、と記されている。

今の焼津市の南郊の小川は、東海地方の有力な港湾として特に中世後期に繁栄したところであるから、この地に有徳人・長者がいたとして少しもおかしくはない。やや後年の大永六（一五二六）年二月、連歌師の宗長は小川の長谷川元長を訪問、大いに歓待されて、朝比奈泰以とともに三日間にわたり、千句の連歌を興行しているが、この元長こそ「小川法栄子息」であった。<sup>(5)</sup>

小川の地に遺跡をのこす中世城館としては、この小川城がほとんど唯一のものであり、それに隣接する道場田遺跡からは、まさに宗長の小川訪問後五年目の、上述の山札が出土している。これらを考

え合わせれば、小川城を伝承の通り法栄長者屋敷、つづいて子孫の長谷川氏の城館の跡とみてさし支えないだろう。

さてこの道場田、小川城両遺跡からは、『木簡研究』第五・六号掲載分だけでも合計五十九点の木簡が出土しているが、特に小川城東側堀からは「申三月」の日付をもつ禁制の木札が発掘されるなど、中世城館跡出土の木簡群として注目に値する内容である。上の木簡<sup>(6)</sup>の山札は、その中で唯一、年月の明記された例で、遺跡内の土壇から発見されている。山札に記された花押は、相当の社会的身分のものとみられる複雑な形である。今のところ長谷川氏一族の花押を見出していくないので、同定することはできないが、小川城主長谷川氏の発行した山札とみるのは、もっとも常識的な解釈であろう。

「志た山」とは志太郡の名をうけついで、今も志太の遺称をつたえる藤枝市志太付近の山野のことであろう。<sup>(7)</sup> 小川城からは西方約六キロメートル程度で、志太郡衙跡に比定されて著名な御子ヶ谷遺跡もすぐ近くにある。小川城主長谷川氏は、後に永禄三（一五六〇）年には、この志太の西北二キロメートルの徳之一色城に転じたとされており、かたがた享禄当時より志太山の支配権をもつっていたとみよいのではないか。小川城の堀の外の遺構から出土したのは、城下に居住していた長谷川氏の家臣が主人からうけとった山札が、使用後廃棄されたというような理由からであろう。

さらにこの山札で注目すべきは「卅文」と記されていることであ

る。これは多分、山札の代価を意味しており、代価が明記されているのは、請取の意味をもつと同時に、代価に応じて山野の利用権が異なっていたからかも知れないが、肝心の本文が難読で、はつきりしない。

### C・「朽木文書」による山札

馬場屋敷遺跡や道場田遺跡から相次いで出土した茅札や山札について、以上のように一応の検討を加えてみたが、なお多くの課題を残したまま一種の手づまりにおちいつしまった。とにかく中世木簡は断片的であり、文字も読みにくい。遺跡自体にかかる文献史料も絶無か、ごく少ない。まことに扱いにくい素材なのである。この辺を開拓するために、文献史料に現われた他地域の山札の事例を探ってみたい。

文字通りの管見であるが、山札の中世史料として、この場合にもっとも示唆的なのは、かつて仲村研氏によって取り上げられた「朽木文書」中のそれである。京と北陸を結ぶ最短距離をなす西近江の安曇川の中心地の朽木庄を、鎌倉中期以来支配してついに中世末に及び、さらに近世大名に転身して多くの家伝文書をつたえた朽木氏は、中世領主としてまことに珍しい例である。

その「朽木文書」中には数ヵ所にわたって山札に関する記載があるが、特に注目すべきは、中世後期の明応七(一四九八)年の朽木氏の現金収入総額が約百九十一貫文で、うち「山札の代」が五十四貫

余(他に三ヵ村からの山の御礼錢などが十二貫文ある)と、全体の四分の一強を占め、収入の大半たる四二寸銭(一種の油年貢代)の五十九貫余と大差ない比重を占めていることである。<sup>脚註</sup>このように山札による収入が領主財政の中心部を占めるとは、京に近い有数の林業地帯として聞えていた朽木谷の領主なればこそその現象であつたろうが、中世領主が領内の山林利用権をみると山札の発行によつて収入をあげていたのは、当時の一般的姿と考えてよからう。道場田遺跡の山札に「卅文」の代価が記入されていたのも、こうみてくるとよく理解できるのである。

また「朽木文書」であるが、朽木谷の東隣りの高島郡内に蟠踞していた豪族の一人田中氏領の領民が、朽木山中に萱刈りに押入ったとして朽木氏に搦め取られた事件をきっかけに、朽木氏・田中氏間で紛争がおこつたことがある。その後、天文十八(一五四九)年十二月廿五日、田中頼長は朽木種綱に対し書状を送り、「仍從先規、被懸御意候山札之儀、取失候、然者、到来春、新札を可申請候、殊其方代官相替之由候間、旁以如此候、若古札を持候て、山入者候者、見相可有御成敗候、其砌、為此方、是非之儀、不可申候」と述べている。すなわち従来よりの山札は、来春から失効とし、新しい山札を申請したい、以後、古い山札で入山していた者は即座に成敗されても文句はない、との趣旨である。これによつて仲村氏の指摘されたように、朽木谷の山の利用には朽木氏の発行する山札が必要であ

ること、少なくともこの場合には新年を期して新しい山札が効力を

発するようになり、以後、古い山札は失効すること、山札を必要とする他領民は、領主を通じて朽木氏よりこれを入手していくことが

わかる。<sup>24)</sup>この事例によつて、山札の効力が一年間だけであつたといえるかどうか、多少疑問である。<sup>25)</sup>しかし新年を期して新旧の山札の切りかえが行わたることは事実で、馬場屋敷遺跡や道場田遺跡の茅札・山札の発行日に正月の多い理由は、やはりそのためであろう。

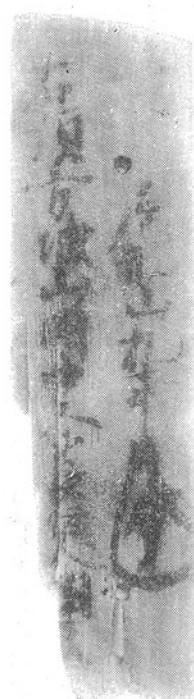
馬場屋敷遺跡で茅札のうち五枚が少なくともまとまつて出土したが、年号の判読できる四枚は正応四、五年各一枚、正応六年二枚で、対象となる地名も、読解できる四枚はみな異なつてゐる。これは茅札を与えられた農民側に残つたものが一括出土したのであつたが、年次の異なる茅札の多いことは、その効力が有期的であつたことをうかがわせる。

それはともかく馬場屋敷の茅札も道場田の山札も、ともに「朽木文書」にみえる山札と同じく、領主による山野支配の表現と解すべきことはほぼ明らかになつたと思う。

#### D・津田トッパナ遺跡の山札

山札については、その後、さらに一つ新しい出土例が加わつた。

『木簡研究』第九号に掲載された大阪府枚方市津田北町二丁目の津田トッパナ遺跡の、鎌倉時代前半までの遺構中の井戸から発掘されたものである。まず釈文を掲げる。



中世木簡の一形態

#### (9) 「一 屋形山札事 (花押)

右預方<sup>(マニ)</sup>城山國中奈良住人國<sup>(東カ)</sup>□

であつて、後半部が欠失しているが、上部が圭頭の短冊型らしく、上・下に孔をうがつてゐる。<sup>26)</sup>『木簡研究』では年代は十三世紀代とされているが、遺跡が鎌倉時代前半のものであるならば、馬場屋敷遺跡の茅札よりも古い、この種の最古例となる。

「屋形山札事」という事書部分は、上の諸例と同じく「(地名)プラス〈山札〉」、「(地名)プラス〈茅の札〉」の類型に入るので、「屋形」は地名とみられる。この山札の出土地は河内国交野郡内で、中世には津田郷、あるいは津田村の名が知られている。近世の津田村の南に接するのが穂谷村だが、この穂谷村に津田村の飛地の字屋形があつて、この地に古社三之宮神社が鎮座する。この社は三ノ宮大明神、また屋形大明神ともよばれ、平安末期以来、津田郷や津田村のまつる神社として深い関係を保つてきた。

中世以来の古刹という津田の尊光寺所蔵の「当郷旧跡名勝誌」

(天和二(一六八二)年の著述という)に引用された、三之宮神社の古棟札写が二つある。ある意味で、いわゆる中世木簡に近い性質の史料なので、以下に引用する。<sup>94)</sup>

(10) 「奉修復當社御宝殿棟上

正嘉二年  
二月十六日  
大歲  
戊午

聖人賢々

当願主津田郷刀禰氏人

津田郷住人三十餘人

同願主中原宗包

同願主大目粟田行吉  
結縁衆野村

住人三十餘人

大工散位藤井国友

宮道□村

香兼時

—

(11) 「一 奉修復御宝殿棟上

嘉吉二年  
三月一日  
大歲  
壬戌

当願主中原宗兼

同願主津田住人三十餘人

大工 藤原昌次

山城国山子  
惣交野郡郷々

ここで本題の(9)の山札にかえると、屋形の山林への入山許可証であることはわかるが、本文の「右、預方城<sup>マニヤ</sup>山國中奈良住人國<sup>東カ</sup>□」(後欠)とはどういう意味であろう。山城國中奈良とは、男山、洞力峰から三之宮神社の背後へと連なる山城・河内両国境の山々を北にこえた山麓に位置する、久世郡那羅郷の後身の地で、三之宮社から北方約九キロメートルほどである。<sup>95)</sup>「預方」とあるので、どうやら隣国山城國中奈良の住人國<sup>東カ</sup>なる人物が、この山札を預かり、屋形山の利用を行なっていたらしい。

ところで先の「當鄉旧跡名勝誌」には、後の(11)の古棟札写にみえる「山城国山子」について、以下のように説明を加える。<sup>96)</sup>すなわち、「山城国山子トハ津田村ノ領内屋形山ヲ、城州ノ内、松井村・内里村・戸津村へ當テ作リ仕リ候故、山子ト申ス旨、古老ノ伝也」と。江戸時代における古老的伝承だというが、(9)の山札理解に重要な手がかりを与えてくれる内容である。山札の「預方」の居住地の奈良こそは、ここに山子<sup>97)</sup>とされている三カ村の北側に隣接していたからである。

年十一月、父の十三回忌に当つて大般若經六百卷を書写して三之宮に寄進したが、この大般若經はかつて三之宮の神宮寺だった尊延寺に伝來し、中原宗包は左衛門少尉として奥に署名し、花押を加えている。<sup>98)</sup>中原宗包の実在が証明されたので、「當鄉旧跡名勝誌」所引の古棟札写も信頼性が増したことになる。

すでに(9)の山札の発掘以前から、『枚方市史』は「当郷旧跡名勝誌」の上の説明と、(10)・(11)の古棟札写などを根拠にして、以下のように述べていた。「鎌倉時代初期のころ、津田村は三之宮神社を鎮守として中原氏を座首に宮座を結成して部落の団結をはかるとともに、津田山の支配をため、屋形山を木津川左岸に位置した山城国内里、戸津の村々へ永らく宛て作りさせ、その毛上をもって神社を維持していたらしい」、あるいは「屋形山を山城国<sup>節</sup>の松井・内里・戸津などの農民に宛て作らせ、その下草を刈らせていたのである」と。この山札の発掘によつて、屋形山を利用していたのは必らずしも山城国の上の三カ村のみでなく、奈良の住人も加わつていたこと、またそうした山林利用の形態は、鎌倉時代前期までさかのぼることが確かめられたわけである。

屋形山の範囲について、これを明示する史料はないが、『枚方市史』第一巻では、江戸時代以後の津田村以下六カ村の入会地であつた津田山九十六町五反余の原型とみているようである。しかし中世におけるその地域は恐らくかなり広く、山城国側の山林をもふくんだものであり、それ故に山城国内の住人もこれを利用したのだと思う。

また(9)の山札には、事書の下に花押が加えられている。その形状からみると、地方における相当の有力者のものとみてさし支えなさそうだ。また花押の書かれた位置も、文書でいえば袖判とよばれて、

社会的地位の高い者が花押を書く場所にあたる。木簡で花押を加える位置にも文書と同様の観念があつたかどうか、今後の課題であるが、上の馬場屋敷遺跡の茅札や道場田遺跡の山札の花押と同じく、山野の利用を承認できる立場の人物のものに違いない。

さて(9)の山札が発掘されたのは、掘立柱建物群・小溝・柵列より成り、多くの青磁・白磁をふくむ遺物を出土した館跡に隣接する井戸の内であった。この館跡は平安末期から鎌倉時代前半のもので、規模や遺物の内容から、在地の有力者だった中原氏一族の館と考えられている。<sup>節</sup>津田郷か津田村の有力者となれば、中原氏を想定するのは自然な推定である。

その中原氏は、三之宮神社の宮座の座頭でもあり、その祭祀や管理の中心でもあった。三之宮の宮山でもあった屋形山の管理も当然その手中にあつたであろう。こうした中原氏の館跡推定地に隣接した井戸の内から(9)の山札が出土したのも、決して偶然ではない。その花押は、文永十年の左衛門少尉中原宗包のそれとは異なるが、在地有力者中原氏クラスのものと考えて不自然でない形態である。

この山札を与えたはずの山城国中奈良の地からでなく、発行者側の館跡付近から出土した理由については詳らかでないが、書き損じなどで廃棄されたか、あるいは何らかの事由で回収されたものであろうか。

以上みたように、この津田トッパナ遺跡の山札は、先の馬場屋敷

や道場田の茅札・山札とは多少性格が異なっているかも知れない。

この屋形山札を発行したと推定される津田郷の中原氏の社会的地位が、鎌倉後期の越後の地頭領主や、中世後期の駿河の小川城主、あるいは近江の朽木氏ほど強力なものとは思われないからである。屋形山はおそらく三之宮、屋形大明神の神の山であって、三之宮社の祭祀・維持の中心となつたのは津田郷の刀禰氏人や同郷住人三十余人らと中原氏であり、近隣の野村や交野郡の郷々もこれを助けていたことが、(10)・(11)の棟札写からうかがわれる。中原氏は宮座の座頭であったとされているが、それが中世前期以来であつたかどうかは不明であり、棟札の記載からは中原氏のみの独占的支配をみとめるることはできない。山札の発行が中原氏によって行われたとしても、それは三之宮の祭祀組織のメンバーとしての行為であつたろう。したがつてこれを上例のような領主の山野支配の表現としてわり切ることには慎重を期さなければならぬ。(9)の山札にみえる「預方」や、(11)の棟札の「山城国山子」の意味をどう理解するかという問題ともかかわるので、その点は今後の課題としたい。

新出の山札・茅札という素材の魅力にいざなわれて、ここまでくだくだしい覚書を連ねてきたが、すでに紙数も尽きた。不十分ながらとりあえずこれを以て筆をおく。

(1) 川上貞雄「馬場屋敷遺跡出土の中世木簡と呪術資料」。そのはじめに

川上氏は「年度末に義務付けられた報告書刊行までには、数万点におよぶ木片、木製品の分類もままならず、(中略)それらに対する研究時間を持つに至らぬままの見苦しい報告書を以て一切の調査事業を終了せざるを得ないこととなつたが、五十九年八月白根市教育委員会・同郷土資料館の御好意に依つて再度の遺物整理作業の機会が与えられ、さらに多量の好資料を摘出することができた」と記しておられる。氏の良心的な研究態度に深く敬意を表したい。

(2) (a) 報告書、(b)『日本歴史』四四一号「文化財レポート」、(c)『木簡研究』七号「一九八四年出土の木簡」等によりつつ、私なりの証文を記してみた。記載法はおむね『木簡研究』に従つたつもりであるが、不慣れのため誤っているかも知れない。

(3) (a) 「□ツ」の部分を(a)は「古川」、(b)は「固川」、(c)は「<sup>(古)</sup>川」とする(なお(a)・(b)・(c)は、それぞれ前注(2)の諸文献をさす。以下後注(7)まで同じ)。

(4) 「□□」の部分を(a)・(b)は「花押」、(c)は□、「新潟県史」通史編<sup>2</sup>、一二八ページでは「□本」とする。  
(古カ)

(5) 「古ツ ハ」の部分を(a)は「□川□の」、(b)・(c)は「古川ハの」とする。  
(6) 「こ□□ミ□かや」の部分を(a)は「<sup>(古)</sup>川□や」、(b)は「こ□□かや」、(c)は「こ□□□かや」とする。

(7) 「こいツミのかやのゝ」の部分を(a)は「こい川□のかや<sup>(古)</sup>」、(b)は「古川<sup>(古)</sup>のかやの」、(c)は「こい川者のかやの」とする。

(8) 小野武夫編『近世地方経済史料』第五卷、六五ページ。

(9) 上引の川上氏報告の一節に見える通りであるが、「茅刈りの時期は北日本では雪の降る直前の一〇月と一月」(安藤邦広『茅葺きの民俗学』、はる書房、三三七ページ)が一般的である。

(10) 小林三衛「入会」「平凡社大百科事典」一巻、一二二七ページ。

- (1) 法学協会編『法学協会五十周年記念論文集』一巻所収。  
 (2) 同書一二八ページ。
- (3) (a) 『第四回中世遺跡研究集会 中世の呪術資料』、(b) 『木簡研究』五号  
 「一九八二年出土の木簡」、(c) 同六号「一九八三年出土の木簡」等により  
 つつ、私なりの釈文を記してみた。調査概報等にあたることができず、  
 (a)の図版が小さいので誤りあることをおそれている。なお同木簡の大きさ  
 は長さ（七七）、幅四四、厚さ四（単位ミリメートル）と(b)・(c)に記さ  
 れている。
- (4) 「ふた」の部分を(b)は「こ□た」、(c)は「こ□た」とする（なお(b)・(c)  
 はそれぞれ前注(1)の諸文献をさす。以下注(6)まで同じ）。
- (5) 「ふた」の部分を(b)・(c)は「こ□た」とする。
- (6) (b)・(c)による。
- (7) 『続群書類従』二十一輯上。
- (8) 文明十七（一四八五）年九月、東遊した万里集九は遠江の懸塚から乗船  
 して一日の行程で駿河の小河につき、「船上見富士」との詩を詠じてい  
 る（玉村竹二編『五山文学新集』第六卷「梅花無尽藏」六九七ページ）。
- (9) 永禄三（一五六〇）年三月と九月の二回、今川義元、同氏真からそれぞ  
 れ分国中の港湾への出入とともになう諸税免除の特権が清水港の新船一艘  
 に対して与えられた（『静岡県史料』第二輯「寺尾文書」五・六号）が、  
 その際、ともに「清水湊、沼津内浦、吉原、小河石津湊、懸塚、此外分  
 國中所々」と記されている。この小河石津湊こそ小川の港湾であり、清  
 水湊、懸塚などと並ぶ今川氏分国中の重要な場所であつたことがわかる。
- (10) 島津忠夫校注『宗長日記』岩波文庫本七六六ページ。
- (11) 静岡県教育委員会『静岡県の中世城館跡』二五六一七ページ。
- (12) 中世後期にお志田郷が存在したことは、駿府の浅間神社関係の旧村  
 岡大夫文書中の天文十八（一五四九）年八月十一日今川義元朱印状（『静

岡県史料』第三輯「旧村岡大夫文書」六号）中に八月青山放生会流鏑馬  
 部役として志田郷が「五ヶ村打替」で一貫二百文を負担すると記さ  
 れていることで判明する。

(22) 『木簡研究』六号によると、これと同一の土壙から出土した呪符二点  
 （うち一点は蘇民将来呪符）、判読不能で穿孔のあるもの一点がある由で  
 ある。

(23) 仲村研『莊園支配構造の研究』、吉川弘文館、一九九一三六一ページ。

(24) 前注(2)所引、仲村著三〇四一六ページ。

(25) 前注(2)所引、仲村著三三六一七ページ。

(26) 仲村氏は上掲書三三七ページでは「その山札は年毎に改められている」  
 とされたが、上の史料だけでそのように断定できるか、この点はいささ  
 か疑問を感じる。

(27) 『木簡研究』第九号、及び『枚方市史』十二巻一八六頁を参照した。

後者には鮮明な赤外線写真も掲げられている。

(28) 大きさは長さ（一七六）、幅（四七）、厚さ二（単位はミリメートル）  
 である。

(29) 『枚方市史』六巻一五九ページ、及び一八八ページによる。

なお三之宮神社所蔵の「穂谷三之宮大明神年表録」には

「一奉修覆御宝殿棟上

嘉禄二壬戌年三月二日

当願主中原惣兼<sup>（マツ）</sup>津田村住人

尊延寺住<sup>（マツ）</sup>同穂谷村、同芝村、野村郷廿余人

大工藤原昌次 山城國山子 物交野郡郷也

の記事がある（『枚方市史』六巻二六九ページ）。これは「当郷旧跡名勝  
 誌」に嘉吉二年三月一日の古棟札として載せるもの（本文に(1)として引  
 用した）と一致する部分が多く、どちらかが誤伝であろうと思われる。

嘉吉二年は「壬戌」の年で干支が一致するが、嘉禄二年は「丙戌」で合致しないし、誤写もままあるようなので、本稿では「当郷旧跡名勝誌」引用分を探り、「穂谷三之宮大明神年表録」所載分は一応、注に掲げるだけとした。

(31)『枚方市史』二巻四三二頁では「三之宮神社が鎌倉時代いらい長く津田郷の氏神として、その村落の宮座を中心管理・運営してきたことが知られる。そして、中原氏は、この宮座の座頭の地位にあつたのである。(『三之宮』)と記述している。

(32)『枚方市史』二巻四三一—三ページ。なお四三二ページには、この大般若經奥書部分の写真が掲載されており、中原宗包の花押を見る事ができる。

(33)江戸時代には上奈良村、下奈良村に分れていた。

(34)『枚方市史』一巻一三三ページ等の引用による。

(35)「山子」について『日本国語大辞典』小学館版、十九巻五五二ページでは「⑤数村共有的入会地がある場合、その地元村に對して他の入会村をいう」としている。

(36)『枚方市史』一巻一三三ページ。

(37)『枚方市史』二巻三八〇ページ。

(38)『枚方市史』十二巻一八五一六ページ。

(補1)花押と焼印の位置を比較すると、花押がつねに焼印の上部にある

のは、花押の主が焼印の主より上位者であつたことを示していよう。